

ふじのくに茶の都ミュージアムの設置、管理及び使用料に関する条例をここに公布する。

平成29年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第41号

ふじのくに茶の都ミュージアムの設置、管理及び使用料に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、ふじのくに茶の都ミュージアムの設置、管理及び使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 茶に関する資料を収集し、及び保管し、並びに茶の産業、学術及び文化の情報を発信するとともに、茶に関する人々の交流の促進を図り、もって県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、ふじのくに茶の都ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）を島田市に設置する。

(施設)

第3条 ミュージアムに次に掲げる施設を置く。

- (1) 博物館
- (2) 商業館
- (3) 茶室
- (4) 庭園

(開館時間)

第4条 ミュージアムの開館時間は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる時間とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

| 施設 | 開館時間 |
|-----|-----------------|
| 博物館 | 午前9時から午後5時まで |
| 商業館 | 午前9時から午後5時まで |
| 茶室 | 午前9時30分から午後4時まで |
| 庭園 | 午前9時から午後5時まで |

(休館日)

第5条 ミュージアムの休館日は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その日後においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は同法に規定する休日でない日）
- (2) 12月27日から翌年の1月3日までの日

(観覧料)

第6条 博物館及び茶室に展示されている茶に関する資料等を観覧しようとする者は、別表第1に定める額の観覧料を納めなければならない。

(特別観覧)

第7条 知事は、博物館に収蔵されている茶に関する資料等について学術研究等のために必要があると認めるときは、当該資料等の模写、模造、撮影等（以下「特別観覧」という。）をしようとする者に対して、当該特別観覧を承認することができる。

2 前項の規定による承認には、ミュージアムの管理のために必要な限度において条件を付することができる。

（特別観覧料）

第8条 特別観覧をしようとする者は、別表第2に定める額の特別観覧料を前納しなければならない。

（使用の承認）

第9条 博物館（多目的ホール部分に限る。以下「多目的ホール」という。）を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認には、ミュージアムの管理のために必要な限度において条件を付することができる。

3 知事は、第1項の承認を受けようとする者の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 静岡県暴力団排除条例（平成23年静岡県条例第25号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等による使用であると認めるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるに足りる相当な理由があるとき。

(4) ミュージアムの管理上支障があると認めるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、その使用が不相当であると認めるとき。

4 多目的ホールの供用日及び供用時間は、知事が別に定める。

5 第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（承認の取消し等）

第10条 知事は、使用者について次の各号のいずれかの事実が判明したときは、その承認を取り消し、又は使用を制限することができる。使用者の使用が、前条第3項各号のいずれかに該当することとなったときも同様とする。

(1) 偽りその他不正の手段により前条第1項の承認を受けたこと。

(2) 前条第2項の規定により付された条件に違反していること。

（使用料）

第11条 使用者は、別表第3に定める額の使用料を前納しなければならない。

（原状回復）

第12条 使用者は、その使用を終わったときは、多目的ホールを速やかに原状に復さなければならない。第10条の規定によりその承認の取消し又は使用の制限を受けたときも、同様とする。

（観覧料等の減免）

第13条 知事は、特別の理由があると認めるときは、観覧料、特別観覧料又は使用料（以下「観覧料等」という。）を減免することができる。

（観覧料等の不還付）

第14条 既納の観覧料等は還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年3月24日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第9条第1項の規定による承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、同条から第14条までの規定（第12条の規定を除く。）の例により行うことができる。

別表第1（第6条関係）

(1) 常設展示

| 利用区分 | 観 覧 料 |
|------|------------|
| 個 人 | 300円 |
| 団 体 | 1人につき 200円 |

備考

- 1 個人とは、満15歳以上の者であって、中学校、高等学校及び大学の在学者並びにこれらに準ずる者以外のものをいう。
- 2 団体とは、20人以上をいう。
- 3 企画展示と常設展示を併せて観覧する場合の常設展示の観覧料は、減免することができる。

(2) 企画展示

1,500円を限度として知事がその都度定める額

別表第2（第8条関係）

| 利用区分 | 特 別 観 覧 料 |
|------|----------------|
| 模 写 | 1点1日につき 2,000円 |
| 模 造 | 1点1日につき 2,000円 |
| 撮 影 | 1点1回につき 4,000円 |
| 熟 覧 | 1点1日につき 1,000円 |
| 原板使用 | 1点1回につき 3,000円 |

別表第3（第11条関係）

| 使用区分 | 使 用 料 | 備考 |
|--------|---------------|---------------------------|
| 多目的ホール | 1時間につき 2,000円 | 1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。 |